

# 令和5年塩尻市議会6月定例会

## 予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和5年6月1日(木) 午前11時10分

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議案第3号 令和5年度塩尻市一般会計補正予算(第3号)

○出席委員

委員長	篠原 敏宏 君	副委員長	小野 芳幸 君
委員	古畑 秀夫 君	委員	百瀬 友彦 君
委員	小松 勝子 君	委員	小口 直実 君
委員	石井 勉 君	委員	上條 元康 君
委員	山崎 油美子 君	委員	樋口 千代子 君
委員	青木 博文 君	委員	赤羽 誠治 君
委員	平間 正治 君	委員	小澤 彰一 君
委員	中野 重則 君	委員	青柳 充茂 君
委員	牧野 直樹 君	委員	中村 努 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	山崎 浩明 君	事務局次長	宮原 勝広 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君	事務局主事	清沢 光晴 君

午前11時08分 開会

○委員長 ただいまから6月定例会予算決算常任委員会を開会いたします。本日の委員会は委員全員出席しております。

それでは、審査に入ります前に理事者から御挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 本日は大変お忙しい中、予算決算常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。御

提案を申し上げております議案につきまして、よろしく御審査を賜りますようお願い申し上げます。私からは以上です。

○**委員長** 次に、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。

それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただきますよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通してお願いしたいと思います。

---

### 議案第3号 令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）

○**委員長** それでは、議案第3号令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。説明を求めます。

○**財政課長** それでは、議案第3号令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。お手元の別冊、予算書1ページを御覧ください。第1条を御覧いただきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億646万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ312億4,317万5,000円とするものとなります。

第3号補正につきましては、地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した事業に関わるものとなります。早期に事業を進めるために、本委員会において審査をお願いするものとなります。

それでは、内容につきまして歳出から説明をさせていただきますので、9ページ、10ページをお開きください。以降、担当の課長から御説明申し上げます。私からは以上です。

○**福祉課長** それでは、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、説明欄の白丸、住民税非課税世帯等物価高騰重点支援給付金給付事業1億8,175万円の増額補正につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、プッシュ型で1世帯当たり3万円を給付するものです。給付対象世帯につきましては、令和5年6月1日、本日時点で本市に住民登録があり、令和5年度分の住民税が非課税である世帯と、令和5年1月から9月までの家計が急変した世帯であって、世帯全員が住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯となります。予算の内容につきましては、5,600世帯分の給付金1億6,800万円が主なもので、その他に会計年度任用職員の報酬、事務費、システム構築等委託料などになっております。なお、この事業に係る費用につきましては、全額、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものです。

続きまして、2目障害者福祉費、説明欄の白丸、障害者生活支援事業の黒ボツ、物価高騰対策支援金400万円の増額補正につきましては、物価高騰の影響を受けている市内の障害福祉サービス事業所等の経済的な負担の軽減を図るため支援金を交付するものです。支援金の内訳は、短期入所事業所、居住系事業所については1事業所20万円、通所事業所につきましては1事業所10万円、訪問系事業所については車1台につき1万円をそれぞれ支給いたします。なお、この事業に係る費用につきましても、全額、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものです。以上となります。

○**長寿課長** 続きまして、3款1項3目老人福祉費、説明欄の白丸、高齢者等生活支援事業の黒ボツ、物価高騰

対策支援金 1,100 万円の増額につきましては、先ほどの障害者福祉費と同様に、市内の介護保険事業所に対しまして、物価高騰等の影響による経済的負担の軽減を図るための支援金を交付するため、必要な経費を補正するものです。なお、財源につきましては、全額、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものです。私からは以上です。

○**こども課長** 続いて、その下、2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費の説明欄 1 つ目の白丸、民間保育所支援事業の物価高騰対策支援金 344 万円の増額につきましては、こちらにつきましても、物価高騰への対策として、市内の民間の幼稚園、認定こども園、保育所等、11 施設に対して、電気・ガス・食材価格の高騰分の補助を、昨年度に引き続き行うものであります。支援金の内訳につきましては、園児の定数に応じて最大 50 万円、小規模保育事業所等は最大 20 万円を支援するものであります。なお、財源につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金となります。私からは以上です。

○**福祉課長** 続きまして、次の白丸、子育て世帯物価高騰重点支援給付金給付事業 9,627 万 4,000 円の増額補正につきましては、電力・ガス・食料品の価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい子育て世帯に対し、生活及び暮らしの支援をするための給付金として、児童手当受給者に対象児童 1 人当たり 1 万円をプッシュ型で給付するものです。給付対象者につきましては、令和 5 年 9 月 30 日時点に本市の住民登録があり、令和 5 年度 9 月分の児童手当受給者の見込み者約 8,700 人に対し給付するものが主なもので、そのほかに、会計年度任用職員の報酬、事務費、システム構築等委託料などになっております。なお、この事業に係る費用につきましても、全額、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものです。私からは以上です。

○**観光課長** 続きまして、7 款商工費 5 目観光費 18 節負担金補助及び交付金 10,000 万円の増額ですが、説明欄の白丸、観光振興事業、黒ポツ、観光協会運営補助金となります。内容につきましては、アフターコロナの観光需要回復期の今、市内観光地が発着となるタクシー代の補助、市内の団体等が市内旅行社を介し企画された旅行で、市内バス会社等を利用したバス代、対象宿泊施設を利用した宿泊料金及び宿泊者を対象に、土産店を含む市内観光施設、観光ブドウ園等の体験施設で利用できるクーポン券の発行等、各種観光関連事業者への支援を実施するものです。なお、令和 5 年度当初予算 500 万円分につきましては、6 月中に終了する見込みとなっております。また、財源につきましては、同じく、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てるものです。私からは以上です。

○**財政課長** 続きまして、私から歳入について申し上げます。7 ページ、8 ページを御覧ください。こちらにつきましては、いずれも歳出に伴う特定財源となりまして、ただいま担当の課長が説明した内容となりますので、内容につきましては省略させていただきます。以上となります。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問がありましたらお願いします。

○**中村努委員** 先ほど、市長の総括説明にもあったのですが、この交付金の塩尻市の全体の枠というのは幾らになるのでしょうか。

○**財政課長** こちら地方創生臨時交付金の本市の限度額として示されているものにつきましては、合計で 3 億 2,869 万円となります。内訳がありまして、このうち低所得世帯支援枠といたしましては 1 億 2,059 万 8,000 円、もう 1 つ、推奨事業分といたしましては 2 億 809 万 2,000 円となっております。以上です。

○**中村努委員** 分かりました。残った分、また事業化されるという説明だったので、そうかと思えます。

幾つか教えてください。10 ページの住民税非課税世帯等物価高騰重点支援給付金ですけれども、住民税非課税

世帯等とありますけれど、前もあつたのですが、住民税を課税されていない世帯だけれども、お子さんとかの課税世帯に扶養されている世帯の方たちはこの対象になるかどうか。

○福祉課長 塩尻市の場合、今までもこういった方も対象になっていまして、今回も対象になるということになります。

○中村努委員 国の直接のだと、たしか、そういう方は除外されてしまいますよね。この住民税課税か非課税かはどちらかしかないと思うのだけれど、今言ったそういう世帯というのは、どちらの世帯に分類されるのですか。要は、住民税非課税世帯になるので今回対象になるのか、それとも、住民税課税世帯にカウントされるけれども、今回はそういう特別対象にするのか。そのどちらに入るのですか。

○福祉課長 今回については、その人たちが扶養ではない場合については非課税ということで考えておりますので、非課税扱いでやっております。

○中村努委員 多分、国の給付金だと、そういった人たちは非課税世帯に含まれないわけです。市としては含めると。その違いはあっても、それは問題ないという理解でいいですか。

○福祉課長 大変失礼しました。市の独自分として支援するもので、住民税課税世帯にカウントされます。

○中村努委員 分かりました。次、ほかのことで、これも市長が先ほど言われましたが、県の支援事業もこれあると思いますけれども、その中で、1つは、市でも単独でやったことがあるのですが、住民税課税世帯の中で均等割のみ課税されている世帯があったと思います。そういった方は、県かどこかで手当てされるのでしょうか。

○福祉課長 今回については住民税が非課税の方、税金がかからない方に給付するというので、去年、塩尻市でも独自にやったものがあるのですけれど、今回、県のほうで、所得割非課税の方をやるということで聞いております。

○中村努委員 もう1つ、今回のものは特にプロパンガスについても推奨メニューの中に入っていたと思います。これも県で行うと聞いていますが、分かる範囲で、どういうふうなのか教えてください。

○財政課長 先日の5月19日の県知事の会見の内容ですけれども、LPガスについても、県のほうで検討中といった状況です。

○委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

○小松勝子委員 同じく10ページのところの子育て世帯物価高騰重点支援給付金の説明がありましたけれども、これの対象外の世帯数とか児童数の割合というのはどのくらいになるのか教えていただきたいと思います。

○福祉課長 基本的に、児童手当を受給されているということですから、ほとんどの部分になると思いますが、もらえないというのが正式には出てこないものですから、すみません。

○委員長 小松委員、よろしいですか。

○小松勝子委員 また教えていただけたらと思いますが、よろしく願いいたします。

○福祉課長 承知しました。

○委員長 承知したということは、後ほど、またということですか。

○福祉課長 調べて、後ほど答弁させていただきます。

○委員長 今日のこの審議中に間に合うということでよろしいですか。

○福祉課長 はい、大丈夫です。

○委員長 承知しました。では、お願いします。よろしいですか。

では、ほかにありますか。

○平間正治委員 10 ページになりますが、聞き漏らしていたら申し訳ないです。中ほどの障害者生活支援事業の中で、10 万円とか 20 万円の施設ごとの違いがありますけれども、この施設数を教えていただきたいのと、その下の高齢者の関係も内訳についてお願いします。

○福祉課長 障害者のほう、まず私からお話します。障害福祉サービスの事業所等については、20 万円の部分が 11 事業所、10 万円の部分が 16 事業所、それから、車については 20 台ということになっております。

○長寿課長 高齢者のほうにつきましては、入所施設関係の事業所につきましては 20 万円をお支払いしますが、33 事業所。そして、通所型のサービスの事業所につきましては 25 事業所。そして、訪問型居宅介護支援事業所になりますけれども、車 1 台分ということで 1 万円をお支払いしますが、190 台ということで算定しております。事業所としましては、43 事業所を対象に試算しております。

○委員長 平間委員、よろしいですか。

○平間正治委員 はい。

○委員長 ほかにありませんか。

○福祉課長 先ほどの小松委員からの質問の件について、所得制限がかかっている人ということで、塩尻市の場合、約 90 名おります。以上です。

○委員長 小松委員、よろしいですか。

○小松勝子委員 はい。

○委員長 ほかにありませんか。

それでは、ないということで質疑を終了いたします。

これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、ないので採決を行います。議案第 3 号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第 3 号令和 5 年度塩尻市一般会計補正予算（第 3 号）は、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案審査は終了いたしました。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告につきましては、委員長に御一任をお願いしたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

○委員長 それでは、理事者から御挨拶があればお願いします。

---

#### 理事者挨拶

○副市長 本日は、御提案申上げました議案につきまして御審査を賜りました。原案のとおりお認めをいただ

きまして、誠にありがとうございました。

○**委員長** それでは、以上をもちまして6月定例会予算決算常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前11時30分 閉会

令和5年6月1日（木）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 篠原 敏宏 印